

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票とサービス計画費の取扱

変更パターン					給付管理票提出 サービス計画費請求	備 考
月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後共に居宅サービスを利用した場合	月途中でA居宅介護支援事業所からB居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		月途中で居宅サービス計画作成した事業所が変更となる場合は、月末時点で保険者（日向市）に届出をして登録されている居宅(予防)介護支援事業所が給付管理票の提出及びサービス計画費を算定する。 また、給付管理票が変更前の居宅（予防）介護支援事業所分をまとめて、月末時点で保険者（日向市）に届出をして登録されている事業所が作成する。
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用あり	B居宅介護支援事業所	
			A居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所	
	月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用あり	介護予防支援事業所	
			居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所	介護予防支援事業所	
	月途中で介護予防支援事業所から居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用あり	居宅介護支援事業所	
			介護予防支援事業所	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	

月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを利用した場合 (小規模多機能型居宅介護利用の場合を除く)	『パターン①』				居宅サービスの利用状況によっては、居宅介護支援事業所の届出時期に注意が必要。 変更後の支援事業所の届出を翌月にするにより、変更前の支援事業所が給付管理票を作成することとなる。		
	月途中でA居宅介護支援事業所からB居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		A居宅介護支援事業所	
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用なし			A居宅介護支援事業所
			A居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所			
	『パターン②』						
	月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		居宅介護支援事業所	
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用なし			居宅介護支援事業所
			居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所			
	『パターン③』						
	月途中で介護予防支援事業所から居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日		介護予防支援事業所	
			居宅サービス利用あり	居宅サービス利用なし			介護予防支援事業所
			介護予防支援事業所	居宅介護支援事業所			
『パターン④』							
月途中でA居宅介護支援事業所からB居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日	B居宅介護支援事業所			
		居宅サービス利用なし	居宅サービス利用あり		B居宅介護支援事業所		
		A居宅介護支援事業所	B居宅介護支援事業所				
『パターン⑤』							
月途中で居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日	介護予防支援事業所			
		居宅サービス利用なし	居宅サービス利用あり		介護予防支援事業所		
		居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所				
『パターン⑥』							
月途中で介護予防支援事業所から居宅介護支援事業所へ変更		4月1日～4月15日	4月15日～4月30日	居宅介護支援事業所			
		居宅サービス利用なし	居宅サービス利用あり		居宅介護支援事業所		
		介護予防支援事業所	居宅介護支援事業所				